

千曲市循環バス停留所標識下部広告掲載基準

(目的)

第1条 この基準は、千曲市公共物等有料広告掲載取扱要綱（平成18年千曲市告示第72号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、市循環バス停留所標識（以下「バス停」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類と規格)

第2条 広告の種類は、バス停下部広告とし、次の規格とする。

サイズ	A3サイズ縦
形式	印刷による広告物の提示
表示	バス停1基につき時刻表貼り付け面下部へ1枚（両面可）

(広告掲載バス停の基数及び形状)

第3条 バス停の基数及び形状は下記のとおりとする。

箇所	基数	形状（基数）
231箇所	328基	A型（266）：2本足 B型（59）：1本足 特殊（3）

(バス停下部広告の掲載期間)

第4条 広告掲載期間は、1年単位とする。

2 前項の広告掲載期間は、契約の更新により延長することができるものとする。ただし、契約の更新は最長5年間とする。

第5条 市は広告代理店と協定書を締結し、広告代理店が広告主を募集するものとする。

(広告物の保守等)

第6条 広告物の取り付け及び保守は、広告代理店が行なうものとする。

2 広告物に関する官公庁への手続き及びこれに要する諸費用は、すべて広告代理店が負担するものとする。

(広告代理店の責務)

第7条 広告代理店は、広告の掲載にあたって次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 掲載場所は、常に善良な管理者の注意を持って使用をすること。
- (2) 他の広告代理店に使用（又貸し）させない。
- (3) 広告掲載以外の目的に使用しない。

(4) 掲載期間の満了又は契約の取り消しによって掲載を終了した場合には、速やかに広告物を撤去し掲載前の現状に回復すること。

(広告掲載の審査)

第8条 申し込みがあった広告主及び広告内容については、要綱第6条の規定による広告掲載審査委員会で審査し、広告掲載の可否を決定する。

(広告の原稿案)

第9条 広告の原稿案は、内容が明確にわかるものを紙媒体により提出するものとする。

(その他)

第10条 この基準に定めるもののほか、必要とする事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成19年1月15日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年1月21日から施行する。